

松山市長 野 志 克 仁

松山市人口減少対策推進条例をここに公布する。

記

松山市人口減少対策推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の人口の減少がもたらす影響の重大性に鑑み、人口減少対策について、基本理念を定め、及び市の責務を明らかにするとともに、関係者の役割その他人口減少対策を推進するための基本となる事項を定めることにより、本市の地域特性に応じた人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民生活の安定及び地域経済の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人口減少対策 本市における人口の減少及び少子高齢化の進行に的確に対応し、将来にわたって本市の人口の安定化及び年齢構成の平準化を図るとともに、潤いのある豊かな生活及び魅力的で活力ある地域社会の維持及び発展に資する対策をいう。
- (2) 松山圏域 本市及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき本市と連携協約を締結している市町の区域をいう。
- (3) 推進団体 人口減少対策の推進に賛同する旨を市長に届け出た事業者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び同法第 124 条に規定する専修学校であって、市内に存するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 人口減少対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が、将来への様々な夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、多様性豊かで魅力ある地域社会の形成並びに日常生活及び社会生活を営む基

盤となる環境及びサービスの提供の確保を図ること。

(2) 結婚、出産、就業等は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、市民及びそれ以外の者が、本市での居住、結婚、出産、育児、就学、就業等を希望し、及びその実現の可能性が高まるような環境の整備を図ること。

(3) 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。

(4) 市内に限らず、松山圏域内の市町並びにそれ以外の都市及び地域との人、物、資本、サービス、情報等の交流を活発化し、行政サービス及び民間サービスの向上並びに民間投資、雇用創出等の促進を図ること。

(5) 市民が誇りと愛着を持ち、市民以外の人々が憧れを抱く地域となるよう、本市への共感及び信頼を高めるとともに、安全で安心な地域づくりを推進すること。

(6) 国、関係地方公共団体、市、推進団体、事業者（推進団体を除く。次条第2項及び第6条において同じ。）、市民その他の関係者の連携及び協力が図られること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、人口減少対策に関する総合的な施策を策定し、周知し、実施し、及び検証するものとする。

2 市は、国、関係地方公共団体、推進団体、事業者、学校、市民その他の関係者との連携を図り、その協力を得られるよう努めるものとする。

（推進団体の役割）

第5条 推進団体は、基本理念にのっとり、人口減少対策をそれぞれの立場で積極的に推進し、又は支援するとともに、市その他の者が実施する人口減少対策に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第6条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、市その他の者が実施する人口減少対策に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

（学校の自主的な協力）

第7条 学校（大学及び専修学校に限る。）は、自主的に、人口減少対策に関する専門的知識を有する人材の育成及びその研究に努めるものとする。

2 学校は、自主的に、人口減少対策に関する理解を深める学習等を通じて、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

3 前2項の規定による協力は、学校その他教育に係る者の自由かつ自律的な意思の

みに基づいて行われるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、人口減少対策についての関心と理解を深めるとともに、市その他の者が実施する人口減少対策に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(総合戦略の策定等)

第9条 市長は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、第4条第1項の施策の推進に関して松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するものとする。

2 総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人口減少対策に関する基本的な目標

(2) 人口減少対策に関する施策についての基本的な方向

(3) 人口減少対策に関する施策の効果等に関する評価指標

(4) 前3号に掲げるもののほか、人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、総合戦略の策定に当たっては、推進団体その他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講じるものとする。

4 市長は、総合戦略を策定したときは、遅滞なくこれを公表し、及び周知するものとする。

5 市長は、総合戦略に基づき人口減少対策に関する施策を実施するとともに、毎年度、その実施状況、効果等を調査し、及び分析した上で、総合的な検証を行うものとする。

6 市長は、社会経済情勢その他本市を取り巻く環境の変化を勘案するとともに、前項の規定による検証の結果を踏まえ、必要と認めるときは、総合戦略を変更するものとする。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による総合戦略の変更について準用する。

(人口減少対策推進会議)

第10条 推進団体のうち法人格を有する団体は、人口減少対策を推進するために必要と認めるときは、規約を定めて、人口減少対策推進会議（以下この条において「推進会議」という。）を設置することができる。

2 推進会議には、産業、行政、教育、金融、労働、報道及び市民活動の各分野に属する推進団体が含まれていなければならない。

3 推進会議は、この条例及び総合戦略に定める事項、その実施状況その他必要な事項に

ついて自ら調査，検証等を行い，市長に意見を述べることができる。

4 市長は，推進会議から求めがあったときは，適当と認められる範囲内において，必要な協力を行うことができる。

（財政上の措置）

第11条 市は，人口減少対策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

（規則への委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

付 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。